

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

税制適格再編

Q : 企業内組織再編成には、税制適格のもの、非適格のものがあるそうですが、どう違うのでしょうか。

A : 税制適格企業再編成とは法人税法上の一定の要件を満たした企業再編成で、税制非適格企業再編成とは法人税法上の一定の要件を満たさない企業再編成のことです。

【解説】

企業が組織再編成（合併、分割、現物出資、事後設立）をして資産を移転させた場合には、原則として、時価により譲渡をしたものとして課税されますが、税制適格企業再編成であれば、帳簿価額で譲渡したものとして課税が繰り延べられます。ただし、対価として金銭が交付された場合は、原則どおりの課税となります。

適格組織再編成は、「企業グループ内の組織再編成」と「共同事業を行うための組織再編成」に区別されます。

企業グループ内の組織再編成は、持分割合が50%超である法人間の組織再編成で、①独立した事業単位で移転、②移転した事業の継続が要件となっています。

また、共同事業を行うための組織再編成は、事業の関連性があることに加え、規模が著しく異なる又は常務以上の役員が経営へ参画している場合で、①独立した事業単位で移転、②移転した事業の継続、③移転した資産の対価として取得した株式の継続保有が要件となっています。

